

報告第 3 号

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度 川崎市卸売市場

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
卸売市場 1 事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	84,780,000 円

翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰入金
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
円	円	国県支出金 円	地方債 円	その他 円	円
84,780,000	2,780,000	-	82,000,000	-	-